

入札説明書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

1 入札後資格確認型一般競争入札及び混合入札について

(1) 入札後資格確認型一般競争入札

入札後資格確認型一般競争入札(対象は、設計金額250万円超)は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、**郵便により入札書を提出**し、開札を行った後、最低入札価格提示者から一般競争入札参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の提出を受けて入札参加資格を有することを確認したうえで、落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ・ 最低入札価格提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・ 最低入札価格提示者の入札が無効の場合
- ・ 最低入札価格提示者が調査基準価格を下回る入札をし、低入札価格調査報告書を提出した場合において、低入札価格調査の結果、最低入札価格提示者を落札者としないと決定したとき

(2) 混合入札

混合入札は、入札公表に掲げる条件を満たしている自主結成による特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)又は入札公表に掲げる条件を満たしている単体企業での入札参加を認める**混合による入札**である。

ア 単体企業で入札参加する場合

広島市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有していること。

イ 共同企業体で入札参加する場合

構成員は、2者又は3者による自主結成方式とし、共同企業体協定書による共同施工方式とする。

共同企業体を結成する者は、入札公表に記載した期限までに、共同企業体登録番号の交付申請をすること。

(申請書の送付：申請書(様式10)を入札公表の契約担当課へ所定の期限までに郵送すること。)

2 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公表に掲げる他、次の要件に該当する者

- ・ 公表日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 広島市税を滞納していないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・ 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)へ加入し、保険料の未納がないこと。
※1 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法による「届出」の義務を履行し、かつ、保険料に未納がないことを提出書類により確認する(6の(8)を参照。)
※2 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」を提出する。(6の(8)を参照。)
※3 工種「遊具」のみで登録している業者で建設業許可を受けていない業者は対象外とする。
- ・ 次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは再生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)
 - ② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
 - ③ 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者
- ・ 一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 明らかに法令等に抵触する恐れのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本社の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者(3号イ)
 - ② 広島市の企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本社の契約の相手方として不適当であると認められる者(3号ウ)

- ③ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格申請書を提出したことにより入札無効となった者（3号エ）
- ④ 本公社に対する債務の履行の見込みがないと認められる者（3号オ）
- ⑤ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく前年完成工事平均成績（1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が60点未満である者（5号ア）

- ・ 落札予定者（最低入札価格提示者）となった場合において、開札日又は契約担当課の指示する日に申請書等を提出することができること。
- ・ 落札決定した後、契約を締結することができること。
- ・ 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者がその当事者となることがないように、必要な措置を講ずることができること。
- ・ 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その当事者又は代理店若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講ずることができること。

(2) その他

入札公表に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を**無効**とする。

3 設計図書等データ及び質疑に対する回答書の閲覧・交付等

(1) 閲覧・交付ができる者

設計図書・仕様書等（以下「設計図書等」という。）及び質疑に対する回答書を閲覧し、交付を受けることができる者は、広島市の競争入札参加資格を有する者に限る。

(2) 閲覧・交付の方法

設計図書等データの交付を希望する者は、広島市から通知済みの「広島市平成27・28年度広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書（写し）」及び「設計図書等データ交付申請書」を契約担当課へ提出し受け取ること。

「設計図書等データ交付申請書」は、開札後の資格確認申請書に添付する必要があるため、なくさないように保管しておくこと。資格確認において「設計図書等データ交付申請書」を提出できない者は、入札参加資格を有しないものとし、その入札を無効とするとともに、8(1)イにより入札参加が制限されることとなる。

なお、入札中止となった案件を再度、公表した場合、再公表分に係る「設計図書等データ交付申請書」を改めて申請書等に添付して提出すること。（開札日時等が変更となっている。再公表分の「設計図書等データ交付申請書」を提出しない場合は、上記と同様の取扱いとする。）

共同企業体の場合は、全ての構成員が「設計図書等データ交付申請書」を提出する必要はない。共同企業体でも一構成員でもかまわない。

(3) 閲覧・交付の期間

ア 期間 入札公表に記載の期間

イ 時間 午前8時30分から午後5時まで（公社の休日を除く。）

(4) 設計図書等に対する質疑等

設計図書等に対する質疑は、入札公表に記載された期限までに、会社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印したうえで、文書（A4サイズ・書式自由）により、工事担当課へ提出すること。

なお、質疑書は持参又は郵送（期限内必着）すること。電送による提出は認めない。共同企業体の構成員となるべき者が単独で提出してもかまわない。

また、質疑に対する回答書は、工事担当課において、入札公表に記載した期間中、閲覧に供することとし、希望する者には当該回答書を配付する。

4 入札の方法（郵便入札）

入札に参加する場合は、次の(1)から(3)までに掲げる書類（以下「入札書等」という。）を**配達証明付き書留郵便**により、入札公表に定める送付期限までに郵送（必着）すること。共同企業体で入札参加する者にあつては、代表者に交付された共同企業体登録番号により、代表者が入札書等の送付を行うこと。（別図1「入札書等の郵送方法」参照）。入札書等が送付期限までに送付されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

また、郵送する封筒には、入札書に押印すべき印鑑と同じ印鑑（届出した使用印）で封印し、封筒の表に「〇〇〇〇〇〇工事に係る入札書等在中」と朱書きするとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載すること。

(1) 入札書

入札書は定型封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑（届出し

なお、入札公表において、設計業者の記載がない場合は、「誓約事項3」を削除すること。

ウ 「問い合わせ先」欄の FAX 番号は、落札者決定通知書の送付先とすること（当該通知書を受信したことをすみやかに確認できるものであること。）

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書に必ず添付して提出すること。

なお、入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数を条件としている場合や「年間平均完成工事高」において、年間平均完成工事高の条件がある場合は、同じく開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。

(3) 施工実績調書（様式2）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 入札公表に記載した入札参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記載（最高2件まで）すること。

入札公表で特に明記していない限り、1件の工事で条件を満たしていなければならない。

ウ 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第2条別表の建設工事の種類で記載（該当する工種があるものは✓印）すること。

エ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工時カルテの写しを添付することができない（CORINS登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等（以下「設計図等」という。）も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

a 工事監理を行った者が発行した実績証明書（工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。）

b 上記 a が提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書

② 契約書（注文書又は請書を含む）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例）「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

①、②いずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名押印すること。

文例）「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」

（記名押印）

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること。（竣工時カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）

※ 平成18年6月1日以降に完了した本公社又は広島市が発注した工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(4) 配置予定技術者等調書（様式3-1）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成する。

イ 配置予定技術者等調書（様式3-1）を提出すること。

なお、請負金額2,000万円以上の舗装工事の場合は、一般社団法人日本道路建設業協会に登録した1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者について記載し、配置予定技術者調書等を提出すること（舗装施工管理技術者について記載する配置予定技術者等調書は、右上に『舗装』と朱書きして内容を記載し、資格者証（資格試験合格通知は不可）の写しを添付すること。）。

1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者は下記のカ、キ、ク及びコに記載した専任を要する主任（監理）技術者の要件を満たす者で本工事に専任で配置できること。ただし、1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者と主任（監理）技術者及び現場代理人は兼ねることができる。

ウ 入札公表に記載した入札参加条件の技術者等に該当する主任技術者又は監理技術者を記載すること。また、「予定下請契約金額」欄へ見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること。下請予定総額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）以上となる予定である場合は、監理技術者として主任技術者とする場合は、当該金額以上の下請契約はできないので注意すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、複数の配置予定技術者等を認めるが、この場合、配置予定技術者等ごとに別業とすること。

エ 技術者の施工経験は、6(3)イに準じて記載し、6(3)エに準じて確認資料を添付すること。

- ① 技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。
- ② 技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない（平成12年4月1日前でも構わない。）。
- ③ 技術者の施工経験は、役割別に次のとおり認める。
 - ・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者が全工事期間従事していれば、当該工事期間内の全工種。
 - ・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者が一部工事期間従事していれば、当該工事の従事期間内の工種。ただし、対象工種の工程期間の1/2超又は3か月以上従事していること。
 - ・ 専門技術者又は担当技術者が一部期間従事していれば、当該工事の従事期間内の担当工種。ただし、対象工種の工程期間の1/2超又は3か月以上従事していること。
- ④ 施工経験が確認できる竣工時カルテ（CORINS）の写しを提出すること。同写しが提出できない場合は、実績証明書又は契約書の写しを提出すること。（なお、いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工経験の具体的な内容を確認するため必要な場合、設計図等（設計図書、仕様書等）及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写しを提出すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次のa又はbによる。

a 実績証明書

b 受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し

オ 記載された配置予定技術者等の資格等の確認資料として、設計図等のうち「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の2雇用関係の確認方法に記載した証明書類を添付すること。
また、技術検定合格者証明書又は監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること。）も併せて添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。

なお、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。技術検定合格証明書の場合にあつては、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。実務経験による技術者にあつては、実務経歴書（様式3-2）及び雇用関係を確認できるものの写しを提出すること。

カ 落札した場合は、配置予定技術者等を必ず本件工事に着手から完成まで（工期が変更された場合は変更後の工期末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本公社がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

なお、契約日までの間において、公表に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者等の変更をすることができる。ただし、落札決定後契約日までの間に変更する場合、変更後の配置予定技術者等について雇用関係が要件を満たさない場合等により配置予定技術者等を設置できないときは、契約締結をすることができないため、16 その他の(8)に該当することとなるので注意すること。

キ 専任を要する主任（監理）技術者及び現場代理人は、契約日において、他の工事に監理（主任）技術者、現場代理人等として配置されていないこと。（工事の完成・引渡しが終了していること。）

ク 専任を要する主任（監理）技術者の恒常的雇用関係は、開札日以前に3か月以上の雇用期間があること。

ケ 専任を要しない主任技術者及び現場代理人の雇用関係は、開札日の前日以前に雇用関係があること。

コ 出向者や派遣社員は技術者になれない。また、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は専任を要する主任（監理）技術者にはなれない。

また、出向者、派遣社員、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は現場代理人になれない。

サ 鋼構造物工事又は機械器具設置工事等に配置を予定する技術者は、製造及び架設（設置）のそれぞれ別の技術者を配置することができる。この場合、配置予定技術者調書は別々に作成するものとする。

(5) 資本的関係・人的関係調書（様式4）

ア 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

1 資本的関係に関する事項

- ① 親会社と子会社
- ② 親会社が同一である子会社
- ③ 代表権を有する者が同一である会社

2 人的関係に関する事項

- ① 役員が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- ② 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

3 複合的關係に関する事項

- ① 上記1及び2が複合した関係にある会社

4 その他（1又は2と同視しうる関係があると認められる場合）

- ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社
- ② 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは広島市が指名停止措置をとることがあるので注意すること。

ウ 入札公表に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は入札に

参加できない。

エ この書類を提出したことにより、イのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が同一の入札に参加したときは、これらの者が行った入札を全て無効とする。

(6) 広島市税の納税証明書（写し）

「平成〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写しを添付すること。

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

・資格確認申請書提出日が平成27年5月2日の場合⇒平成27年2月2日以降の証明年月日のもの

(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書は不可）

（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(8) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

①加入

・各保険の加入状況を確認するためには、開札日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

・各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、広島市のホームページ

（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

・なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり）を提出すること。

②未納がないことの確認

・過去2年間の保険料を対象（加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。

・証明書によらない場合等その他の確認方法については、広島市のホームページ

（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

・なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(9) 設計図書等データ交付申請書

設計図書等データ交付申請時に提出した申請書で、本公社の受付印があるもの。

（共同企業体の全ての構成員が提出する必要はない。）。

(10) その他必要となる添付書類

ア 入札公表に記載した入札参加条件の「等級区分等」又は「工事成績等」において、前年の完成工事平均成績及び前々年の完成工事平均成績を条件としている場合、広島市（都市整備局技術管理課（本庁舎6階））発行の「完成工事平均成績の開示」の写しを添付すること。

イ 入札公表に記載した入札参加条件の「工事成績等」において、災害関連工事の実績を条件としている場合、本公社又は広島市発注の受注成績を確認できるものの写しを添付すること。

ウ その他入札公表等で必要とされた書類を添付すること。

7 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の作成

次により、入札公表に記載した工事に係る共同企業体を結成し、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式5）、委任状（様式6）、共同企業体協定書（様式7）、承諾書（様式8）及び委任状（各構成員用）（様式9）（以下「共同企業体申請書等」という。）を作成（袋綴じ）の上、必要部数作成すること。

【作成部数】

・共同企業体の構成員の数が2者の場合 3部（公社提出用1部、各構成員保管用2部）

・共同企業体の構成員の数が3者の場合 4部（公社提出用1部、各構成員保管用3部）

なお、共同企業体の各構成員は、共同企業体申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、各ページに捨印をそれぞれ押印すること。

(1) 共同企業体の結成方法

自主結成方式とする。構成員の数は入札公表に記載したとおり。

(2) **共同企業体の協定方式**

建設工事共同企業体協定書による共同施工方式とする。

(3) **共同企業体の出資割合**

ア 1者当たりの出資割合は入札公表に記載したとおり。

イ 代表者の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこと。また、3者の共同企業体にあつては、上位構成員の出資割合は下位構成員の出資割合を下回らないこと。

(4) **注意事項**

ア 代表者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の当該工種に係る総合評定値は、他の構成員の同総合評定値を下回らないこと。

イ 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。

(例) 構成員が「(株)〇〇建設」と「(株)△△組」の場合

(共同企業体の名称) 「〇〇・△△建設工事共同企業体」(28文字以内とすること)

※ 構成員の数が3者の場合もこれに準じた名称とすること。

ウ 同一者が2以上の共同企業体の構成員として入札参加(下請負人となる場合を含む。)できない。また、共同企業体の構成員が単体企業として入札参加(下請負人となる場合を含む。)できない。

エ **共同企業体は入札書を送付する日までに成立していなければならないので、各様式の作成年月日(様式7の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。)は、入札公表の日以後で入札書を送付する日までのなるべく早い日とすること。**

8 一般競争入札参加資格確認申請書等及び共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出

(1) **一般競争入札参加資格確認申請書等**

ア **申請書等の提出**

開札終了後、最低入札価格提示者に対し申請書等の提出を求める。

なお、開札に立ち会っていない者に対して申請書等の提出を求める場合には、入札書に記載してある電話番号に連絡するので、入札参加者は連絡が取れる体制にしておくこと。

また、最低入札価格提示者が2者以上ある場合は、入札参加資格の確認をする順番を決めるくじ引の結果、順番が1番となった者を申請書等の提出者とする。

提出期限は、開札日の午後5時まで。(開札が午後の場合、翌日の正午まで。また、くじ引の場合はくじ引を行った日の午後5時まで。)

提出場所は、入札公表に記載した工事担当課へ持参すること。

ただし、契約担当課から別途指示のある場合は、その指示による。

なお、最低入札価格提示者の資格が確認できない場合又は低入札価格調査により落札者としめない場合等は、後日、最低入札価格提示者以外の者について申請書等の提出を求めるので、別途指示するとおり申請書等を提出すること。(所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。)

※ 工事担当課では、提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し、受理するが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、所定の手続きを経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

イ **申請書等の未提出者及び不備のある申請書等の提出による入札参加制限等**

正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより当該入札が無効となった者及び正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより当該入札が無効となった者など入札参加条件を満たしていない者は、当該入札を無効(非確認)とした日の翌日から起算して1か月間、入札に参加できない。

また、既に入札に参加していた場合においても、入札に参加できない期間中に入札参加資格確認をする場合又は入札参加資格確認の対象となった場合は、当該入札を**無効**とする。

※「正当な理由」とは、不可抗力その他正当な理由のこと(天災等)であり、勘違い、失念等による場合は正当な理由と認めない。

(2) **共同企業体競争入札参加資格審査申請書等**

開札日の前々日までに、契約担当課へ郵送(必着)すること。

郵送(書留郵便)先

〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号(広島市役所北庁舎別館3階)

一般財団法人広島市都市整備公社理事長(経営管理課)宛て

※「親展」(朱書き)とすること。

郵送の方法(封入等)については、別図2参照

また、郵送する封筒には、入札書に押印すべき印鑑(届出した使用印)で封印し、封筒の表に「〇〇〇〇〇〇工事に係る共同企業体入札参加資格申請書等在中」と朱書きするとともに、差出人として共同企業体の名称及び代表構成員の会社名並びに業者番号を明記すること。

9 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

入札公表に記載したとおり（入札書等が送付された封筒に記載してある FAX 番号へ通知する。）。

10 入札保証金及び契約保証金

入札公表に記載したとおり。

契約日までに契約保証金の納付又は金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

詳細は、「契約保証金の納付について」及び「変更契約に係る契約保証金の納付について」（会社のホームページに掲載）のとおり。

11 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

入札公表に示した入札参加条件のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する諸条件（入札公表、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札又は入札金額が総額失格基準を満たしていない入札は**無効**とする。

(4) 調査基準価格

設定する。なお、調査基準価格の85パーセントについても設定する。

(5) 入札の回数

入札は2回限りとし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、FAXにより再入札通知書を送付して原則として開札日の翌日（公社の休日を除く。）に再度入札を行う。

なお、1回目の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

また、再度入札を希望しない場合は、入札を辞退して差し支えないが、再度入札を辞退する者は、入札書受付期間内に辞退届を提出すること。入札を辞退したことで不利益な取扱は一切しない。

(6) 開札の立会い

開札への立会いは求めない。開札の立会いは、1者につき1人を認める。なお、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1者につき1人を認める。

(7) 落札者の決定方法

一般財団法人広島市都市整備公社契約規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者から順に申請書等に基づき入札参加資格の確認を行った上で、後日落札者を決定する。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者又は共同企業体のいずれかの構成員が、当該開札日時から落札者の決定までの間に一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第2.0条の2各号の次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

① 競争入札参加資格の取消事由に該当することとなった場合

② 広島市の指名停止措置を受けた場合

③ 資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④ 入札参加資格を満たさなくなった場合（一般財団法人広島市都市整備公社建設工事入札取扱要綱第28条第3号エの規定により選定できない者となった場合において、入札参加資格を有することの確認を受けているときを除く。）及び入札に関する条件に違反することとなった場合

また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の入札参加者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行った上で落札者とすることがある。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、原則として開札日の翌日に該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、入札参加資格の確認を行う者の順番を決定する。ただし、入札会場に該当者が2者以上立ち会っている場合は、直ちにくじ引を行い入札参加資格の確認を行う者の順番を決定することができる。

くじ引を行う場合において、くじを引くべき者が入札（開札）に立ち会っていないとき、くじ引を欠席したとき、又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本公社の職員がその者に代わってくじを引くものとする。

12 契約後の技術提案（契約後VE）－入札公表に記載がある場合のみ－

契約締結後、受注者は、設計図等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含む。）させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図等の変更について、発注者に提案するものとする。提案を採用する場合には、工事請負契約の変更契約を締結する。
詳細は「VE特約条項」による。

13 本件工事の施工内容に関する問合せ先

入札公表に記載したとおり。（工事担当課）

14 本件工事の入札手続等に関する問合せ先

入札公表に記載したとおり。（契約担当課）

15 本件工事の施行に当たって

- (1) 本件工事の施行に当たっては、関係法令並びに一般財団法人広島市都市整備公社契約規程等の諸規程及び一般財団法人広島市都市整備公社建設工事請負契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 1に掲げるとおり、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者が、全ての下請契約等において、その当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
また、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者又はその役員等のうち暴力団員等若しくは暴力団関係者がいる事業者が、本件工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約の当事者又は代理店若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
なお、上記に掲げる事業者が本件工事を施工するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件工事の契約を解除し、及び広島市が指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件工事の施行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本公社に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市が指名停止措置を行うことがある。

16 その他

- (1) 入札参加者は、一般財団法人広島市都市整備公社契約規程、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事請負契約約款及び設計図等その他契約条件に従い、入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図等入手した者は、これを本入札手続以外での目的で使用しないこと。
- (4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止したときも、同様とする。なお、提出された申請書等は返却しない。
- (5) 入札書等の到着確認の問い合わせには、一切応じない。
- (6) 提出された申請書等に虚偽の記載があった場合には、広島市が指名停止措置を行うことがある。
- (7) 低入札価格調査の対象者と本公社が契約を締結しないこととした場合のみ、落札の決定前にその者に対して、その旨を連絡する。
なお、低入札価格調査の対象者（開札時の最低価格提示者を除く。）及び調査の進捗状況についての問い合わせには、一切応じない。
- (8) 落札者が決定した後、契約を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく契約締結をしなかつたときは、競争入札参加資格を取り消す（3年間）。
また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の5パーセント）を請求する。
- (9) 入札公表後において、入札公表・入札関係資料に誤記載などの誤りがあった場合は、入札中止、訂正公表又は入札関係資料の修正を行うことがある。開札後においても、当該誤りにより、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、確認対象者の決定を取り消すものとする（この場合の費用の負担も(4)の場合と同様とする）。
また、落札決定に影響がない場合には、入札を中止することなく、入札手続を継続する。
この場合、本公社のホームページに掲載するので入札前に必ず確認すること。
- (10) この入札説明書に記載した「工事費内訳書作成要領」、「低入札価格調査報告書作成要領」やその他提出すべきもの等については、本公社のホームページ（<http://www.hts.city.hiroshima.jp>）からダウンロードすること。